

な す し お ば ら し ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい だい 15 号
那須塩原市地域自立支援協議会だより 第15号

～福祉のまちづくりを一緒に実現しましょう～

発行元 那須塩原市地域自立支援協議会（事務局：那須塩原市保健福祉部社会福祉課 ☎0287-62-7026）

な す き ょ う だ ょ う は ん ば い かい へ い せ い ね ん が つ に ち ど
◆那須ガーデンアウトレット 共同販売会 平成28年5月28日（土）

今年も那須ガーデンアウトレットで共同販売会を開催しました。天候にも恵まれ、自主製品の販売や出店事業所の紹介をすることが出来ました。土曜日ともあり客足も多く、「いらっしゃいませ」「どうぞご覧ください」と総勢11事業所で声を出し販売しました。お客さんの中には、「ご苦労さま」「がんばってね」と声をかけてくれる方もいました。販売会をとおしてお客さんや事業所間との交流を図ることができました。

し ょ う が い し ゃ さ べ つ かい し ょ う ほう し こ う へ い せ い ね ん が つ に ち
◆障害者差別解消法が施行されました。（平成28年4月1日）

障害者差別解消法は、国や県、市町といった行政機関や、会社やお店など民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

■障害者への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「社会的障壁への合理的配慮」をしなければなりません。

○不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由がないのに、障害があるとことでサービスなどの提供を拒否したり、制限をしたり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりする差別を禁止します。

例えば・・・

- ① レストランの飲食店に入ろうとしたら、車いすを理由に断られた。
- ② 障害のあることのみを理由に、アパートの入居を断られた。

○社会的障壁への合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときには、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしなければなりません。

社会的障壁とは？・・・社会的障壁とは障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、①社会における事物（通行・利用しにくい施設・設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習・文化など）④観念（障害のある人への偏見など）があります。

○合理的な配慮の好ましい例

- ① 交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。
- ② 視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。
- ③ 聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。

「どこまでが過重な負担のない合理的配慮になるのか」、ということについては様々な意見や考え方があります。障害のある人もない人も気持ちよく社会で生きていくことができるように、一緒に考えていくことが大切です。

とうじしゃぶかいかいさい
◆当事者部会開催しました。



とうじしゃ ぎょうせい きょうどう ふくし はな あ
当事者、行政の協働による福祉のまちづくりを話し合
う場として、「当事者部会」を設置しています。
へいせい ねん がつ にち きん けんこうちょうじゅ かいさい
平成28年6月10日（金）（健康長寿センター）で開催。
こんねんどうだい かいとうじしゃぶかい しょうがいしゃさべつかいしょうほう
今年度第1回当事者部会では「障害者差別解消法」を
テーマにみんなで意見交換をしました。
「障害のある側から働きかけることが大切」であること
や、「法律の専門家を増やすのではなく、地域の中での障害
への理解をひろげていくことが大切」との意見がでまし
た。

しやくしよほんちようしゃまえ いろ はな う
◆市役所本庁舎前に色とりどりの花が植えられました。



がつ ひ しょうがいふくし じぎょうしよ えんあおき
7月1日 障害福祉サービス事業所あみすた園青木
の利用者の方々により、市役所正面玄関前ロータリー
に色とりどりの花が植えられました。
あみすた園青木では、事業の一環で花苗を育てており、
善意でその一部を無償で植えていただきました。
マリーゴールド、ミニひまわりと元気に花咲いており
ます。
市役所へ来た際には、ぜひお立ち寄りいただき、目を向
けてみてください。

じぎょうしよしょうかい とくていひ えいりかつどうほうじん そうけん たきのうがたじぎょうしよ きぼう もり
◆事業所紹介（特定非営利活動法人バリアフリー総研 多機能型事業所 希望の杜さんわ）



たきのうがたじぎょうしよ きぼう ちり ていいん めい
多機能型事業所 希望の杜さんわ（定員40名）

しゅうろうけいぞくしえんぴーがた しゅうろうけいぞくしえん
○ 就労継続支援B型、就労移行支援

りようしゃさま いよく ち さぎょう ていきょう
利用者様が意欲を持てる作業の提供、メリハリのある
かんきょう ととの ぶひん まえしより せいみつ き けんびん
環境を整え、メッキ部品の前処理、精密機器の検品、と
うがらしの選別作業、カフェレストランでの就労体験に
とく
取り組んでいます。

じりつくんれん せいかつくんれん
○ 自立訓練（生活訓練）

りようしゃさま ふたん けいさぎょう けいろうんどう あいさつ
利用者様にとって負担にならない軽作業、軽運動、挨拶、
れいぎ しゅうとく ひつよう くんれん
礼儀やマナーの習得に必要な訓練をしています。

〒329-2713 那須塩原市 緑 1-57-106

TEL:0287-47-4138

FAX:0287-47-4139

メール（就労担当）：sanwajob@barrierfree.or.jp

メール（自立担当）：sanwalife@barrierfree.or.jp



